

危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。



対象 次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 令和7年3月31日(月)までに工事が完了し、実績報告書を提出できる工事

補助額 ▼通学路＝撤去費用（税抜き）の4分の3（上限15万円） ▼通学路以外＝撤去費用（税抜き）の2分の1（上限10万円）

申請方法 市役所4階都市整備課で配布する申請書・点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記載した図面、現況写真（ブロック塀などの全景、工事部分、撮影日付入りのもの）、見積書の写し（施工業者名、所在地、電話番号の記載があるもの）を直接担当へ

担当 都市整備課 ☎046(252)7396 FAX)046(255)3550

令和6年度 軽自動車税(種別割)減免制度

身体に障がいのある方などには、軽自動車税（種別割）の減免制度があります。対象車両（軽自動車など）に該当する場合には減免が適用されますので、以下の通り、期限内に申請してください。今年度も引き続き、「郵送での申請」も受け付けます。



なお、昨年度に軽自動車税（種別割）減免申請をした方には、納税通知書と併せて軽自動車税（種別割）減免申請書を同封して送付します。

申請方法 市役所2階市民税課で配布する軽自動車税（種別割）減免申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、5月24日(金)までに必要書類を揃えて〒252-8566座間市役所市民税課宛てに郵送（必着）または直接担当へ

必要書類等 ●軽自動車税（種別割）減免申請書

- 納税通知書 ※申請前に納付はしないでください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の写し
- 運転免許証（運転する方のもの）の写し
- 自動車検査証または標識交付証明書の写し ※電子車検証をお持ちの方は検査証記録事項を添付。
- 納税義務者の個人番号カードまたは通知カードの写し

注意事項 ●同減免は、毎年申請手続きが必要です。

- 例年、申請受付開始から1週間程度は大変混み合います。郵送での申請または5月13日(月)以降の窓口での申請をご検討ください。
- 減免を受けることができる軽自動車などは、普通自動車などを含めて、障がい者の方1人につき1台に限られます。
- 普通自動車などの減免は、厚木県税事務所（☎046(224)1111）へお問い合わせください。

担当 市民税課 ☎046(252)8004 FAX)046(255)3550

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

市税・国民健康保険税の納付は納期限内に

市税・国民健康保険税は充実・安定した行政・医療サービスを提供するために、必要不可欠な財源です。

税金を滞納している方から回収するためにはコストが掛かります。税負担の公平性や、行政・医療サービス向上のためにも納期限内に納付してください。



納付が困難な方はご連絡を

病気や失業、災害などやむを得ない事情により、納期ごとの納付が困難な場合は、分割納付など納税を猶予する制度があります。一人で悩んだり放置したりせず、早めに担当へご相談ください。

市税・国民健康保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合には、勤務先や金融機関などへ給与や預貯金などの調査を行い、給与や預貯金などの「差押」や住居や事業所などに立ち入って調査を行う「搜索」を実施します。納期限後に納付した場合は、延滞金を納めていただくことがあります。また、滞納者は一部の行政サービスが制限されます。

担当 債権管理課 ☎046(252)8049 FAX)046(255)3550

5月に納めていただくのは

▼固定資産税・都市計画税（第1期）▼軽自動車税（種別割）（全期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、地方税統一QRコード（eL-QR）で納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

担当 市税総務課 ☎046(252)8021 FAX)046(255)3550

5月の相談日

（祝・休日を除く）
※相談はいずれも無料です。

①消費生活（訪問販売・多重債務など）

日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00
場所 市役所1階市民広聴課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談も可）

②弁護士

日時 14日・21日・28日（毎月第2・第3・第4火曜日）18:00～20:30
8日・15日・22日（毎月第2・第3・第4水曜日）13:30～16:30

③行政書士（遺言書等作成）

日時 9日（毎月第2木曜日）13:30～16:30

④分譲マンション（近隣・管理組合）

日時 10日（毎月第2金曜日）13:30～16:30（9日まで受け付け）

⑤交通事故

日時 21日（毎月第3火曜日）13:30～16:00

⑥行政（国に対する要望）

日時 16日（毎月第3木曜日）9:30～11:30

⑦司法書士（登記・少額訴訟）

日時 17日（4・6・12月を除く第3金曜日）13:30～16:30

⑧不動産（取引・契約）

日時 23日（毎月第4木曜日）13:30～16:30

⑨税理士

日時 24日（1・2月を除く第4金曜日）13:30～16:30

⑩市民一般

日時 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15

⑪～⑬予約制（電話可）

場所 市役所1階市民広聴課内相談室
※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
担当 ⑪～⑬市民広聴課 ☎046(252)8218 FAX)046(252)0220

⑭人権擁護委員（差別問題など）⑮女性（DVなど）

日時 ⑭14日（毎月第2火曜日）13:30～16:00（予約制）☎046(252)8087 FAX)046(252)0220
⑮毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15 ☎046(252)8483 FAX)046(252)0220
場所 市役所1階人権・男女共同参画課
担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 FAX)046(252)0220

⑯駐留軍離職者

日時 16日（毎月第3木曜日）10:00～15:00
場所 市役所5階5-8会議室
担当 産業振興課 ☎046(252)7604 FAX)046(255)3550

成年後見制度（⑰司法書士⑱行政書士）

日時 ⑰22日13:30～15:15⑱29日13:30～15:15（予約制（電話可））※予約は座間市成年後見利用促進センター☎046(259)7451 FAX)046(266)2017へ。
場所 市役所⑰5階5-4会議室⑱ざまコミュニティプラザ2階81会議室
担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 FAX)046(255)3550

⑰自立サポート

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00
場所 市役所2階地域福祉課
担当 地域福祉課 ☎046(252)8566 FAX)046(252)7043

⑱障がい者就労支援

日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00（予約制（電話可））
場所 市役所1階障がい福祉課
担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX)046(252)7043

⑲児童（子育て）

日時 毎週月曜～金曜日8:30～17:15（電話可）
場所 市役所2階子ども家庭課
担当 子ども家庭課 ☎046(252)8026 FAX)046(255)5080

⑳ひとり親家庭㉑青少年（子ども・若者）※15～29歳対象。

日時 ⑲毎週火曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45（予約制（電話可））㉑毎週水曜・金曜日9:30～11:30、13:00～15:45（予約制（電話可））
場所 市役所2階子ども家庭課
担当 子ども家庭課 ☎046(252)8025 FAX)046(255)5080

㉒教育㉓子どもいじめホットライン

日時 ㉒毎週月曜～金曜日10:00～16:00
㉓毎週月曜～金曜日8:30～17:00（電話のみ）
場所 市役所5階教育研究所
担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX)046(252)4311

㉔就学（障がい児対象）

日時 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00（予約制（電話可））
場所 市役所5階教育研究所
担当 教育研究所 ☎046(252)8460 FAX)046(252)4311